

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

歩道脇支障枝除去等業務委託

(右京区京北比賀江町川久保他-国道 477 号他)

2 業務の目的

比賀江エリアの国道477号歩道において、北側のモルタル吹付法面から実生木やつるが垂れ下がり、歩行者の通行に支障を及ぼしている。また、下熊田エリアの車道においても、道路脇のサクラや山側法面の自生種が車道側へ覆い被さり、通行車両に干渉している。このため、本業務では、以下に示す箇所の剪定等を実施することで、歩行者及び車両の安全な通行を確保するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年 10 月30日(金)まで

4 履行場所

【1工区～3工区】

右京区京北比賀江町川久保他 国道477号

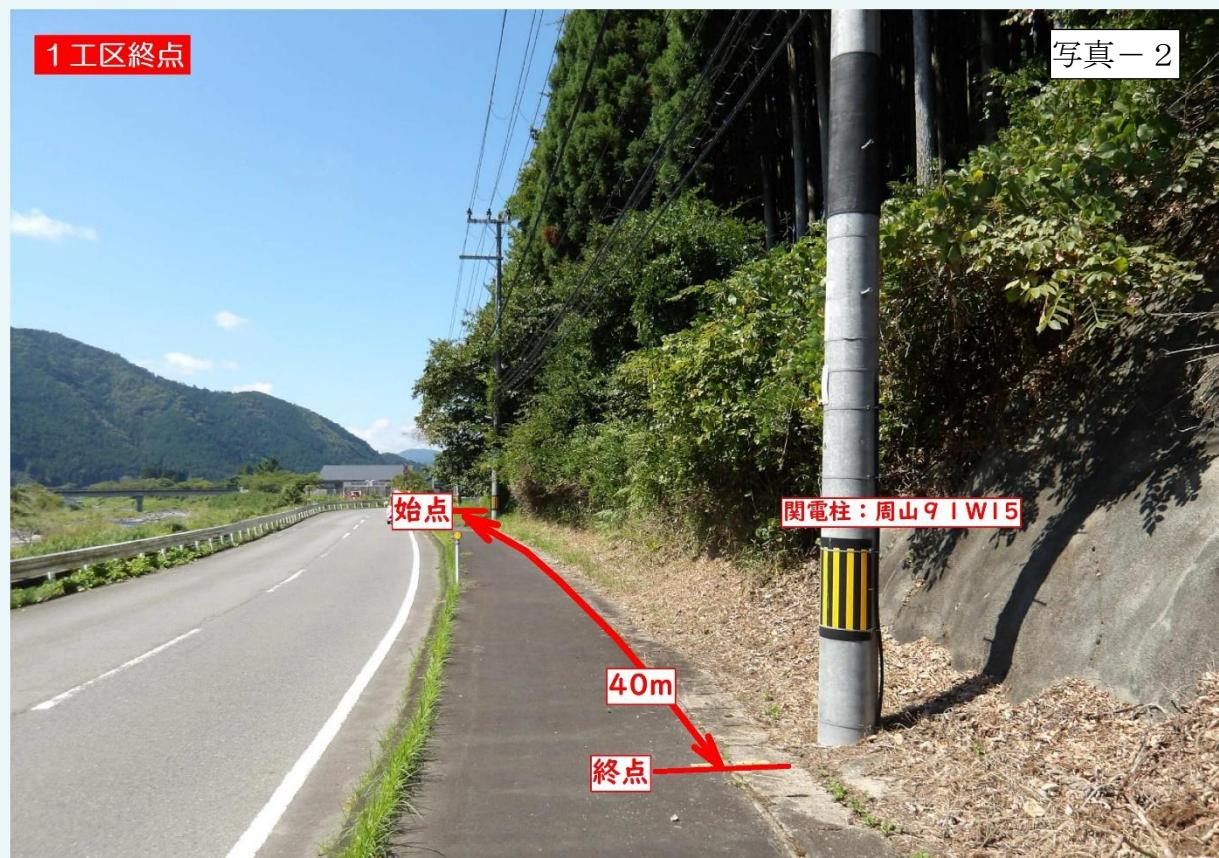
【4工区】

右京区京北下熊田町東平他 一般市道周山下熊田線

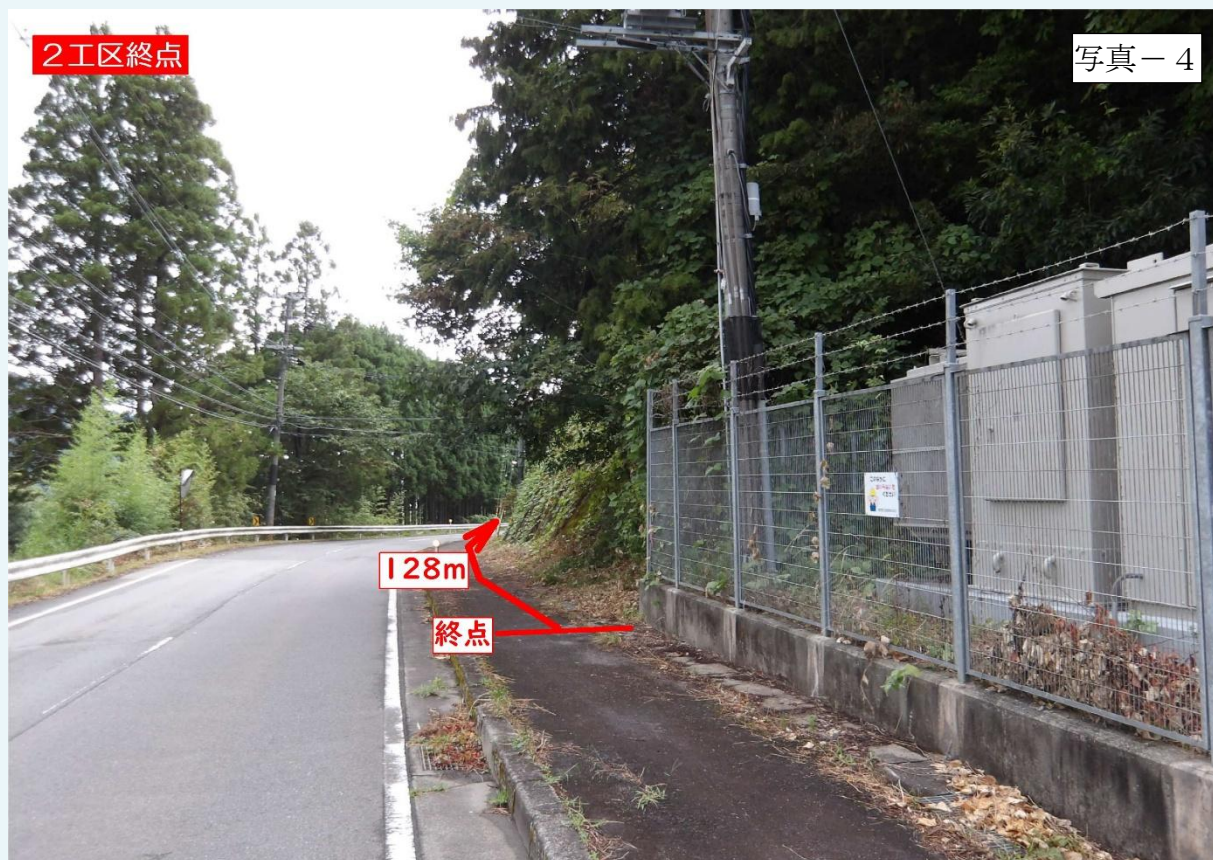
5 業務範囲

別紙委託箇所図・対象エリア及び写真を参照

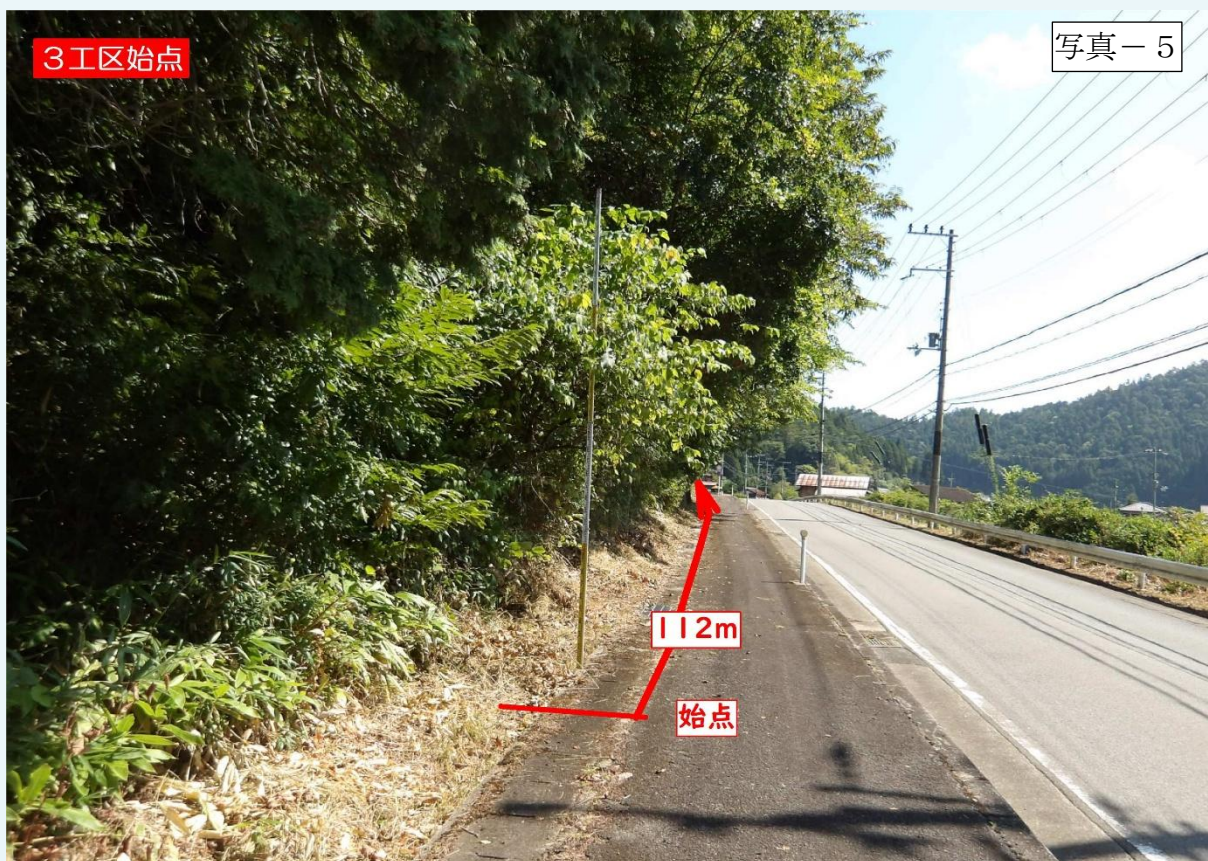
【1工区】 L1=40m(写真-1、写真-2)



【2工区】 L2=128m(写真-3、写真-4)

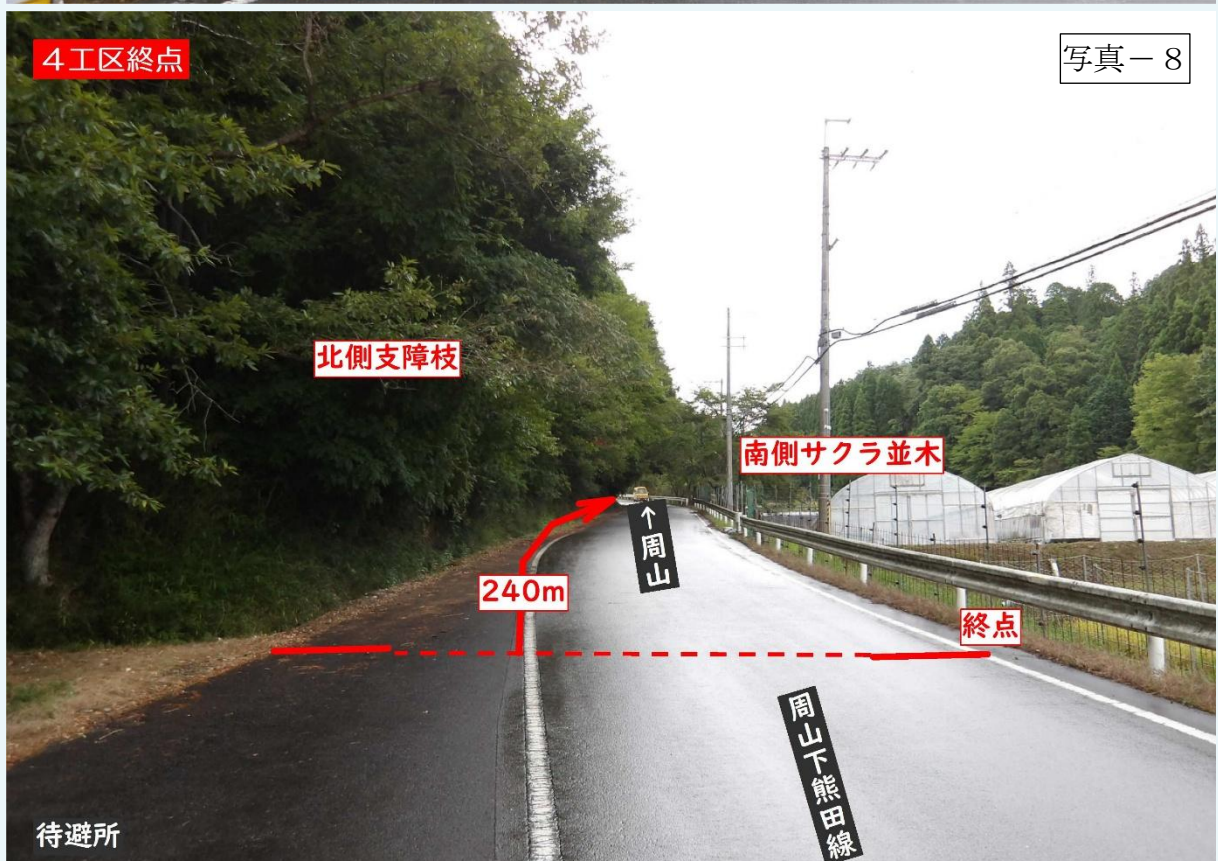


【3工区】 L3=112m(写真-5、写真-6)



【4工区】 L4=240m(写真-7、写真-8)

北側:100m(St.140m~240m)、南側 186m(St.0m~186m)



6 業務内容

【1工区】

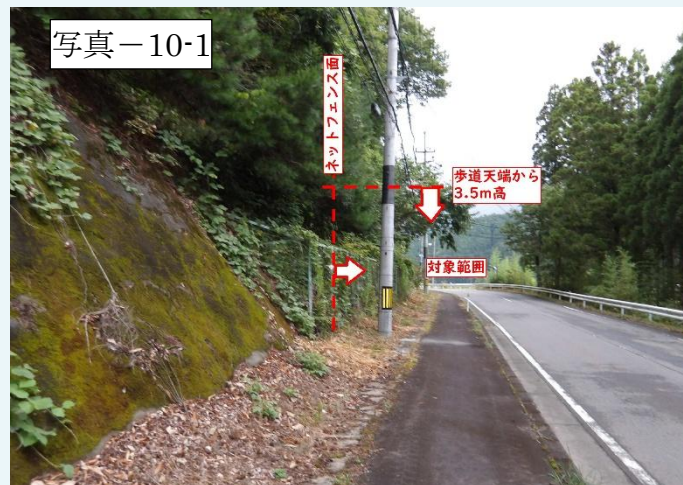
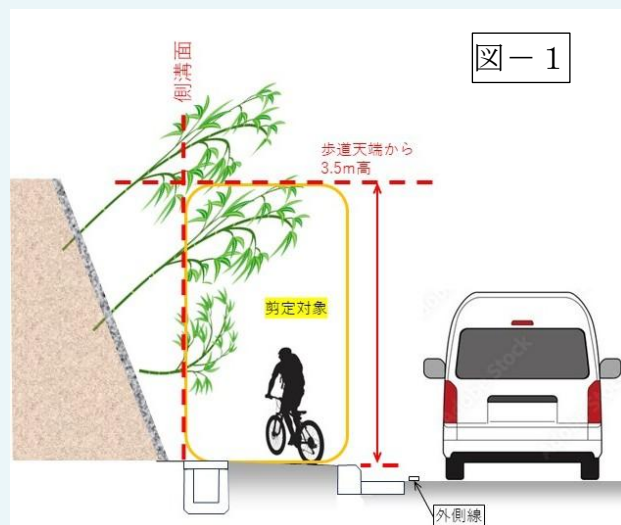
歩道脇のモルタル吹付法面から張り出し
ている支障枝が今回の剪定の対象となる。
対象範囲は擁壁面及び道路面から 3.5m
までの高さ以下、歩道脇側溝北側ライン
から張り出しているものとする(図-1)。

歩行者や自転車の通行に支障及ぼしそ
うな法尻から道路に落ちている枝も除去対象
とする。

剪定や除草等の業務上での発生材は受託者で処分する。

【2工区・3工区】

モルタル吹付法面は法尻から法長 4.0m までを除草剪定伐採とする(写真—9)。法面
上を伝って垂れ下がっているツルも除去する。また、1 工区と同様に越境枝のうち、歩道天
端から 3.5m までの高さ以下も合わせて剪定の対象とする。ネットフェンス部分はフェンス
面を剪定境として高さ 3.5m までを対象とする(写真—10-1、10-2)。ネットフェンスが無
い区間は歩道側溝の山側、もしくは、側溝が無い区間は歩道の切目を境界としたラインより
歩道側を剪定対象とする。落枝対応や発生材処分は1工区と同様とする。

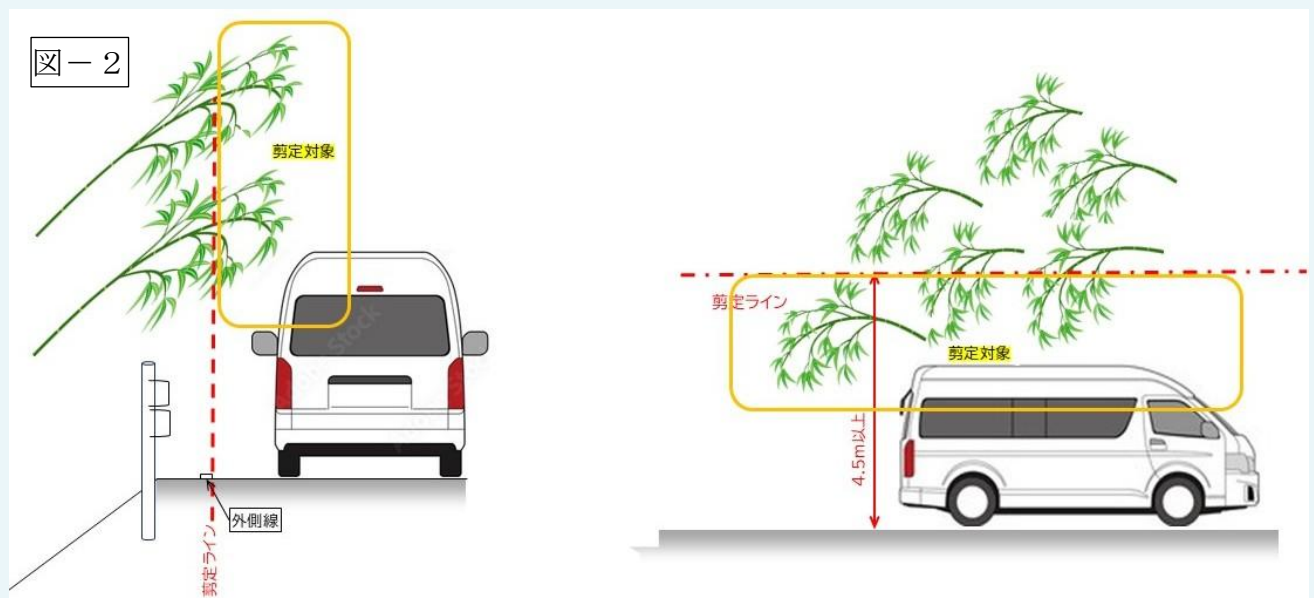




【4工区】

道路北側の山林からせり出している支障枝、南側のサクラ枝が剪定の対象となる。剪定する範囲は、道路外側線より内側、道路面から4.5m高の支障枝が対象(図-2)。

落枝対応や発生材処分は1～3工区と同様とする。



なお、始点付近、始点から 50m と 65m 付近の 3 箇所で、低空位置に家庭用引込線が道路を横断している(写真—11)。剪定作業の際は事前に位置を確認して、破損させないように注意すること。なお、破損させた場合は受注者にて復旧対応を行うとする。



7 見積項目

剪定等の作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、必要に応じて準備費用、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において、適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書(様式 19)

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真(着手前、完了時、履行時)※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

(費用)

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。
- ・ 作業で生じた剪定材以外に、落下散在したごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、誘導員の配置など適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定される。またカーブで見通しが悪い場所もあるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 事前に法面の形状と路側帯の確認を行い、作業場所の確保に努めたうえで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

- ・ 地元への周知を行うため、実施予定日が確定した際は一週間前までを目途に受託者から

発注者へその旨の報告を行うこと。

- ・ 4工区の作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に3日から1週間前を目途として設置する。設置箇所については監督職員と事前に相談し決定する。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。変更扱いとはならないが、暑中対策として作業時間帯変更を求める場合、あらかじめ担当監督員と調整を図ること。

(その他)

- ・作業で生じた剪定材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)
- ・作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。
- ・山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

[https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

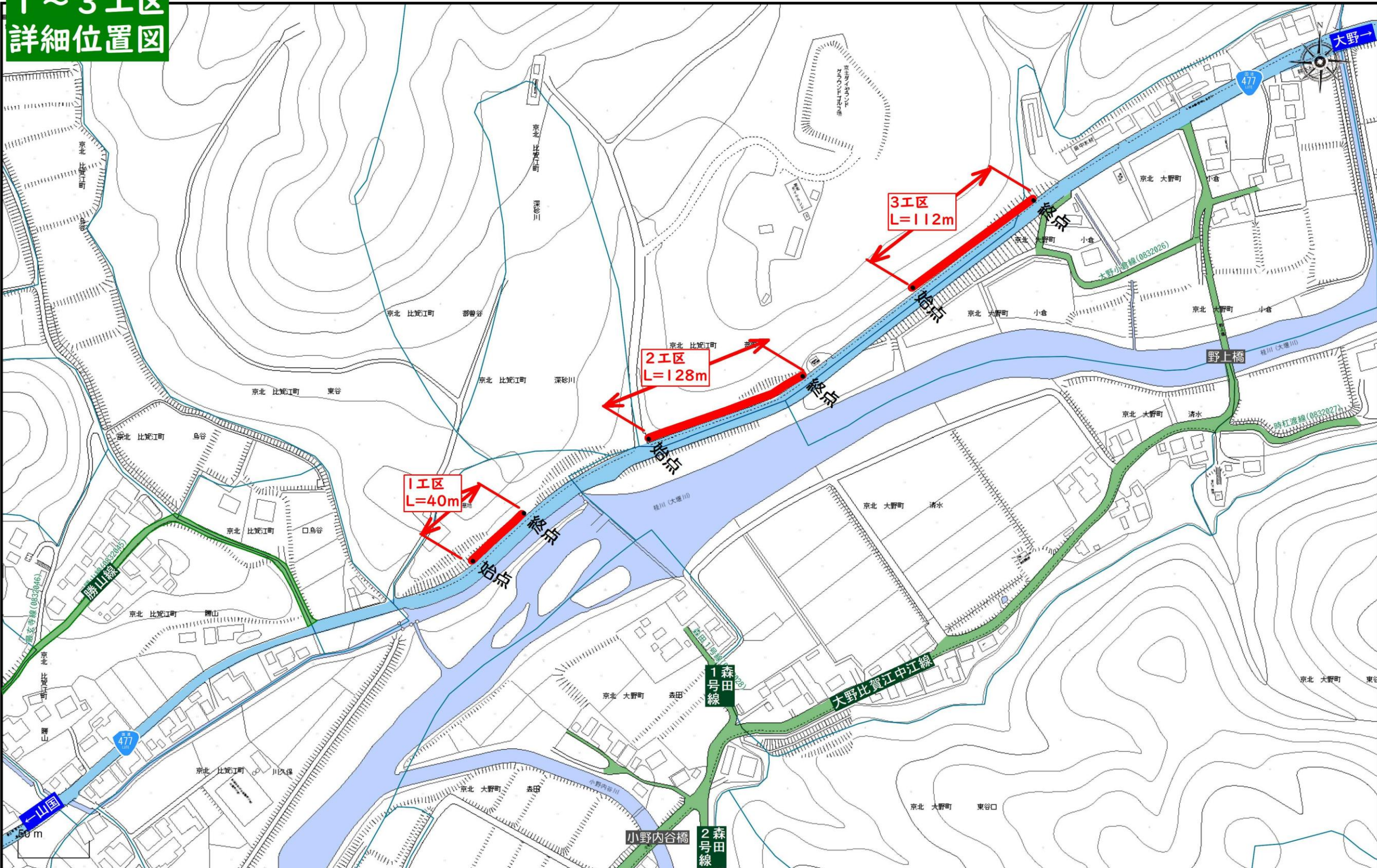
[kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3](https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Map?mid=676&mpx=135.75808118049736&mpy=35.23561913498713&mps=50000&mtp=pfm&mcl=8010,1,1,1;7451,1,1,1;7450,1,1,1;7400,1,1,1;7184,1,1,1&gprj=3)

- ・直径 5cm 以上のサクラの切断面には、薬剤（殺菌癒合剤）による防腐処理を行うこと。

全体
位置図



1~3工区
詳細位置図



4 工区 詳細位置図

